第１章　計画の策定に当たって

1　計画策定の趣旨

道は、北海道消費生活条例（以下「消費生活条例」という。）に基づき、道民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定することとしています。

このたび、第 2 次北海道消費生活基本計画（以下「第 2 次計画」という。）の計画期間が令和元年度（2019 年度）末をもって終了することから、経済社会情勢の変化及び第 2 次計画期間中の取組状況や課題を踏まえ、今後の道における施策を体系的に位置づけるものとして、第 3 次北海道消費生活基本計画（以下「第 3 次計画」という。）を策定するものです。

2　計画の位置づけ

（1）第 3 次計画は、消費生活条例第 6 条の 2 の規定に基づき、道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針や、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定める計画です。

（2）第 3 次計画は、消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）第 10 条第 1 項で規定する都道府県消費者教育推進計画*として位置づけるものとします。

（3）第 3 次計画は、「北海道総合計画*」が示す政策の基本方向に沿って策定する消費生活に関する特定分野別計画となるものです。

（4）第 3 次計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）*」の達成に資するものです。

3　計画の期間

第 3 次計画の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの概ね 5 年間とします。

＊：巻末の「参考資料」の「1　用語解説」に、語句の意味を説明しています。